

金融検査評価制度に関する Q&A

<金融円滑化編に係る検査評価の試行に当たっての追加分>

(問1) 平成 21 年 12 月の金融検査マニュアルの改定により新設した金融円滑化編について、金融検査評価制度を改正し、平成 23 年 10 月から検査評価の対象とした理由は何ですか。

(答)

1. 金融円滑化編は、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(以下、「中小企業金融円滑化法」という。)の施行を機に、平成 21 年 12 月の金融検査マニュアルの改定により、金融の円滑化及び中小企業金融円滑化法の実効性確保のために、検査において特に留意すべき項目を整理し、新設したものです。
2. 金融検査評価制度は、金融機関の検査において金融検査マニュアルに基づき検証した検査結果を評価項目毎に段階評価するものですが、金融円滑化編については、金融機関が金融円滑化に係る管理態勢の整備を行っている途上で評価することは適当でないと考えられたこと等から、これまで検査評価は実施していませんでした。
3. こうした中、金融円滑化編の新設から1年半余りが経過し、金融機関における基本的な管理態勢は概ね整備されたと考えられることから、今般、金融円滑化編に係る検査評価の「試行」を開始することとしたものです。

(問2) 金融円滑化編に係る検査評価の本格施行はいつからになるのですか。

(答)

1. 金融円滑化編に係る検査評価については、平成 23 年 10 月 1 日以降予告する(無予告の場合は、同日以降立入を開始する)検査から「試行」を開始し、平成 24 検査事務年度以降、速やかに「本格施行」に移す考えですが、本格施行の具体的な開始日については、別途定めて公表する予定です。
2. なお、本格施行までの試行期間中は、段階評価の目線合わせの議論に重点を置くこととし、評価結果は、金融機関に通知するものの、選択的な行政対応には反映させないこととします。

(問3) 中小企業金融円滑化法が失効した後、どのように金融円滑化編に係る検査
評価を行うのですか。

(答)

1. 金融検査マニュアルの金融円滑化編は、金融の円滑化及び中小企業金融円滑化法の実効性確保のために、検査において特に留意すべき項目を整理したものです。
2. 金融円滑化編の検証項目には、中小企業金融円滑化法に定められている体制の整備など、中小企業金融円滑化法の実効性確保のための検証項目のほか、一般的な金融円滑化のための検証項目があります。
3. 中小企業金融円滑化法の適用がある間は、両者の検証項目に基づいて検証・評価を行いますが、同法の失効後は、後者の恒久的な検証項目のみに基づいて検証・評価を行うこととなります。

(問4) 金融円滑化編に係る検査評価を行う上での特に重要なポイントは何ですか。

(答)

1. 金融円滑化編に係る検査評価に当たっては、債務者の経営実態のきめ細かな把握、経営改善計画の策定支援、同計画の適切なフォローアップなど、債務者に対するコンサルティング機能を発揮するための実効性のある態勢整備が行われているかが、特に重要なポイントとなります。
2. 金融円滑化編の「評価における留意点等」では、債務者に対するコンサルティング機能の発揮の状況に関し、【プラス要素】、【マイナス要素】、【その他留意点】といった留意点等を記載しているところです。

(問5) 金融検査マニュアルの「金融円滑化編チェックリスト」に記載された検証項目と、「顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト」や「信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」に記載された検証項目の中には、重複するものもありますが、どの評定項目で評価するのですか。

(答)

1. 金融検査マニュアルの「金融円滑化編チェックリスト」に記載された検証項目と、「顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト」や「信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」に記載された検証項目の中には、顧客説明等や中小・零細企業等に対する経営相談・経営指導等に関して、重複するものもありますが、例えば、
 - ① 新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する顧客への適切な説明等について問題が認められる場合には、一義的には、「金融円滑化編」で評価することとなります。

一方、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する顧客説明のみならず、顧客説明全般について問題が認められる場合には、顧客説明管理態勢上の問題として「顧客保護等管理態勢」で評価することとなります。
 - ② また、営業店が、経営改善計画の策定支援や同計画のフォローアップを行っていないなど、金融仲介機能の発揮が十分でない場合には、一義的には、「金融円滑化編」で評価することとなります。

一方、債務者の定性的な情報を含む経営実態を十分把握しておらず、適切な債権管理が行われていないなど、リスク管理に問題が認められる場合には、「信用リスク管理態勢」で評価することとなります。
2. いずれにしても、検証項目が複数の評定項目で重複する場合にどの評定項目で評価するかについては、個々の問題事象(不備事例)が生じた原因を精査した上で判断する必要があるため、同一の問題事象を根拠として複数の評定項目で重複して評価することのないよう留意することとしています。

(問6) 金融円滑化編の「評価における留意点等」のうち、【マイナス要素】として勘案するものとして、「債務者に対する経営相談・経営指導及び債務者の経営改善に向けた取組みへの支援において、支援先に選定した債務者に対し、債務者の実態を的確に反映した経営改善計画の策定支援等をしていない場合。ただし、その事案の広がりや、経営陣の役割等を把握した上で、事案の程度に応じて勘案を行うことに留意する。」とされていますが、ただし書きはどのような趣旨ですか。

(答)

ただし書きは、「支援先に選定した債務者に対し、債務者の実態を的確に反映した経営改善計画の策定支援等をしていない場合」であっても、例えば、

- ① それが特定の当事者のみによるもので、他の営業店等において同様の事案はみられず、組織的なものと認められない場合、
 - ② 内部監査等で経営改善計画の策定支援等に係る態勢が不十分であることを認識し、経営陣が積極的に改善に取り組んでいる場合
- などには、直ちにマイナス要素として勘案するのではなく、事案の程度に応じて勘案するという趣旨です。

(問7) 金融円滑化編の「評価における留意点等」のうち、【その他留意点】として、「金融仲介機能を積極的に発揮していくことの前提となる各リスク管理態勢に問題が認められ、適切なリスク管理態勢が整備されていないと認められる場合には、それぞれのリスク管理態勢の評価に反映する」とされていますが、具体的にはどのような事例が考えられますか。

(答)

新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対して積極的に応じていても、例えば、

- ① 債務者の経営実態を十分に把握していない、
- ② 経営改善計画の実現可能性等を十分に検討しないまま、債務者区分のランクアップを行っている

などの場合には、適切な与信審査・管理を行っていないと認められるため、このような実態については、信用リスク管理態勢の評価に反映することとなります。